

第3章 欧州の有料道路制度の投資・回収の仕組み

3-1 フランス

3-1-1 投資回収の仕組み

(1) 資金スキーム

高速道路の建設は、コンセッション契約の中に含まれており、完成後の資産は国に帰属する。建設費はコンセッション会社の調達資金だけでまかなうのは困難な場合が多く、一般的には公的補助がなされる。供用後は、コンセッション会社は料金収入により債務の返済、道路の維持、運営を行なう。

コンセッション会社は普通法による税金（付加価値税、法人税、職業税、不動産税）のほか、国有地使用料、国土整備税といった高速道路資産の保有に関わる税金を支払う。

また、利益額に応じたコンセッション料の支払いが行われる場合もある。

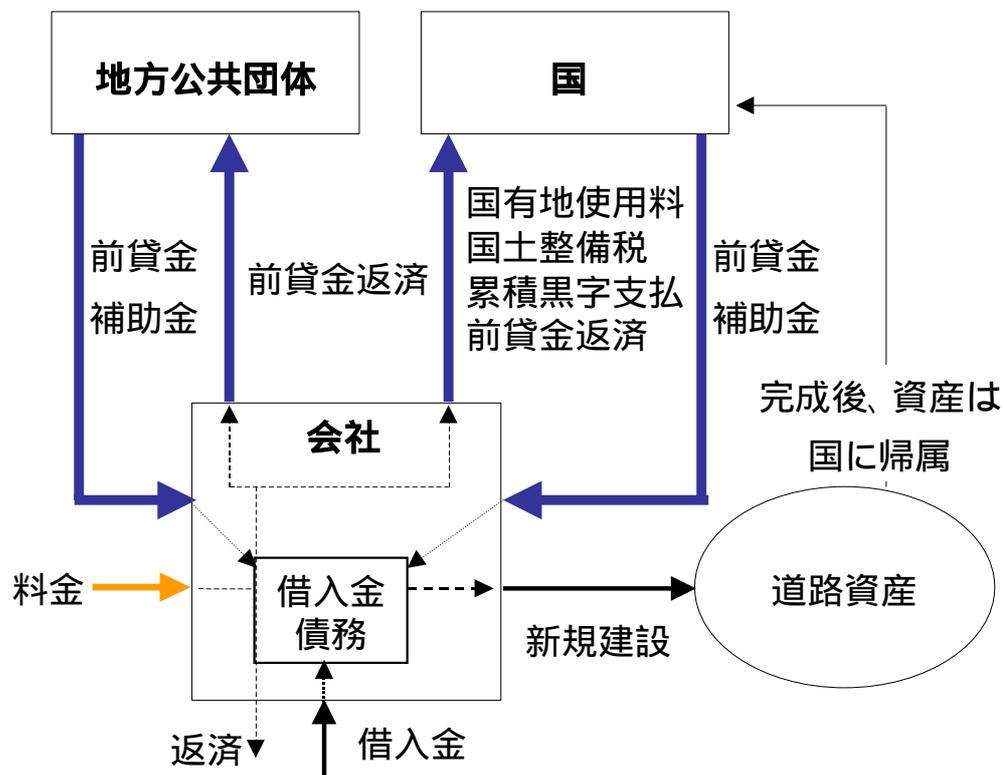


図 3.1.1 コンセッションによる投資回収フロー

(2) 公的補助の状況

フランスでは、高速道路の整備の初期段階（1950～70年代）に、建設費の一部に対して公的補助が行われたが、その後はプール制を採用し、建設費に対する公的補助でなく、既存路線からの内部補助、コンセッション期間の延長、料金改定、会社組織の改変等により、ネットワークを拡充してきた。

しかしながら、1998年以降、EU指令により新規区間のコンセッション付与について、EU内での競争入札が義務付けられたことにより、プール制による対応が不可能になり、建設費に対して国または地方自治体から補助金が支払われるのが一般的となった。以下に、ALIS社に対する公的補助の事例を示す。

【A28 ルーアン～アランソン間（ALIS社）の事例】

2005年秋に開通した全長125km A28 ルーアン～アランソン間には国地方自治体あわせて37%の公的補助が行われている。

同区間の調査、工事、用地取得などコストの総額は、2005年末で、9億1500万ユーロと推定される。公的補助を含めた資金の内訳は以下のとおりであるが、国および周辺の地方自治体から、それぞれ18.7%づつの補助金が提供されていることがわかる。

表 3.1.1 ALIS社の資金構成（単位：百万ユーロ）

資金	出資額 (百万ユーロ)	構成比
自己資金	112	12.2%
国	171.5	18.7%
地方自治体*	171.5	18.7%
債務	460	50.3%
合計	915	100.0%

*地方自治体毎の補助金の構成比

オート・ノルマンディー地方圏	24.8%
バス・ノルマンディー地方圏	25.4%
オルヌ県	15.4%
ウール県	24.8%
セーヌ・マリタイム県	4.8%
カルバドス県	4.8%

出典：ALIS社ホームページ：<http://www.alis-sa.com/>

(3) 財務諸表の分析

高速道路コンセッション会社の財務状況を把握するために ASF 社,ALIS 社,コフィルート社の財務諸表の分析を行った。

a) ASF (南部フランス高速道路会社 : Autoroutes du Sud de la France) 社の財務状況
ASF 社の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書は表 3 . 1.1 ~ 3 . 1.3 の通りである。その特徴をまとめると次のとおりであるが、非常に優良な会社であることがわかる。

- ・ 2005 年の税引き後当期利益は約 606 億円である。
- ・ 投下資本利益率(グループ純利益の総資産に対する割合)は、約 3% である。
- ・ 売上高営業利益率 (営業利益の営業収益に対する割合) は、約 43% である。
- ・ 売上高経常利益率 (経常利益の営業収益に対する割合) は、約 18% である。
- ・ 料金収入が営業収益の約 98% を占めている。
- ・ 営業費用の主な内訳及び営業収益に対する割合は、減価償却費が約 20%、租税公課(法人税を除く)が約 14%、人件費が約 14%、外部用役(インフラ維持を含む)が約 7% である。
- ・ 租税負担率 (法人税を含めた租税公課の合計額の営業収益に対する割合) は、約 24% にのぼる。

表 3.1.1 ASF 社の損益計算書(単位:百万円)

	2005 年度	%	2004 年度	%
(1) 収益				
料金収入	332,467	98.10%	314,277	98.06%
その他の事業からの収入	6,424	1.90%	6,211	1.94%
収益	338,891	100.00%	320,487	100.00%
(2) 費用				
消耗品および棚卸資産の変動	-5,054	-1.49%	-4,842	-1.51%
人件費				0.00%
給与と俸給	-27,120	-8.00%	-26,117	-8.15%
給与と俸給の社会保障負担	-12,451	-3.67%	-11,697	-3.65%
給与と俸給の税	-562	-0.17%	-483	-0.15%
期限付き職員ないし出向負担	-507	-0.15%	-376	-0.12%
社会保障出資約束額繰り越し	-1,164	-0.34%	-1,180	-0.37%
株利益、定期利用権無償供与	-1,356	-0.40%	-858	-0.27%
資本参加	-2,876	-0.85%	-2,361	-0.74%
小計	-46,036	-13.58%	-43,072	-13.44%
外部用役				
インフラ維持	-10,067	-2.97%	-9,564	-2.98%
その他の維持	-3,054	-0.90%	-3,152	-0.98%
その他の外部用役	-11,711	-3.46%	-9,041	-2.82%
小計	-24,833	-7.33%	-21,758	-6.79%
租税公課(法人税を除く)				
国有地使用料 ¹	-7,972	-2.35%	-7,485	-2.34%
国土整備税(TAT) ²	-28,682	-8.46%	-27,780	-8.67%
職業税	-10,917	-3.22%	-9,645	-3.01%
その他の地方税	-397	-0.12%	-456	-0.14%
その他の税金	-767	-0.23%	-469	-0.15%
小計	-48,734	-14.38%	-45,836	-14.30%

¹ 国有地使用料(道路法典 R122-27): (高速道路延長あたりの賃貸価値 × 延長+0.015 × 売上高) × 0.3

² 国土整備税(租税伊一般法典第 302 条 bis ZB): 走行距離 1000km あたり 6.86 ユーロ

減価償却費				
無形資産償却費	-1,452	-0.43%	-1,328	-0.41%
建設資産償却費	-56,541	-16.68%	-53,093	-16.57%
その他償却	-137	-0.04%	-241	-0.08%
(老朽化)減価償却	-57,349	-16.92%	-53,683	-16.75%
政府補助の(老朽化)減価償却	945	0.28%	832	0.26%
運営資産償却費	-9,437	-2.78%	-8,907	-2.78%
技術施設、機材、器具	-6,931	-2.05%	-6,492	-2.03%
その他の運営固定資産	-2,109	-0.62%	-2,012	-0.63%
(老朽化)減価償却	-397	-0.12%	-402	-0.13%
小計	-67,430	-19.90%	-63,327	-19.76%
引当金				
非流動資産引当金	-41	-0.01%		
流動資産(債券など)引当金	-219	-0.06%	-67	-0.02%
非流動負債引当金	0	0.00%		
流動負債引当金	123	0.04%	-362	-0.11%
小計	-137	-0.04%	-429	-0.13%
その他の営業純収支	-671	-0.20%	1,100	0.34%
営業利益	147,339	43.48%	140,123	43.72%
財務費用				
社債関係財務費用	-57,349	-16.92%	-58,324	-18.20%
社債関係財務費用総額	-59,733	-17.63%	-60,497	-18.88%
元本利子	2,383	0.70%	2,173	0.68%
小計	-57,349	-16.92%	-58,324	-18.20%
投資からの収益	1,616	0.48%	1,516	0.47%
(4)純財務費用	-55,733	-16.45%	-56,808	-17.73%
その他の財務費用および収入	1,397	0.41%	-1,556	-0.49%
所得税支払	-32,256	-9.52%	-28,223	-8.81%
(5)経常利益	60,746	17.92%	53,535	16.70%
少数株主持分利益	-137	-0.04%	-134	-0.04%
グループ純利益	60,609	17.88%	53,401	16.66%

表3.1.2 ASF社貸借対照表(資産の部)(単位:百万円)

資産の部	2005年	2004年
(1)非流動資産		
経営権		
無形固定資産(購入ないし開発したソフトウェア)	3,205	3,058
総価値		
期首	12,108	10,704
購入/増加	1,575	1,073
譲渡/減少	205	67
その他	-137	148
期末	13,341	11,858
償却費		
期首	8,985	7,552
購入/増加	1,356	1,328
譲渡/減少	205	67
その他		
期末	10,136	8,800
期首の純価値	3,123	3,152
期末の純価値	3,205	3,058
有形固定資産(高速道路)	1,622,588	1,587,560
総価値	2,363,458	2,252,224
累計償却費	-740,871	-664,664
投資有価証券	1,781	966
その他の非流動金融資産	21,162	18,498
非流動資産合計	1,648,735	1,610,082
(2)流動資産		
棚卸資産	1,808	1,784
売掛金	19,162	17,988
その他の債権	20,929	20,443
流動金融資産	2,219	148
現金および現金同等物	112,439	57,962
流動資産合計	156,557	98,325
資産合計	1,805,292	1,708,407

有形固定資産の総価値の内訳(単位:百万円)

- ・用地と建造物 2,143,170
- ・用地と建造物に係る前払金と仕掛 129,738
- ・技術設備・機材・器具 91,948
- ・その他の有形固定資産 22,888
- ・技術設備・機材・器具に係る前払金と仕掛 8,383
- ・政府の投資助成金 -32,667

*1 ユーロ = 130.85円(2003年) 134.14円(2004年) 136.97円(2005年)で換算

表3.1.2 ASF社貸借対照表（負債の部）（単位：百万円）

資本および負債の部	2005年	2004年
(1) 資本		
資本金	4,013	3,930
自己株式		
株式払込余剰金	116,904	114,488
積立金：ASF社		
繰り越し分	326,139	312,130
法定準備金	397	389
その他の準備金	205	201
小計	326,139	312,721
連結準備金：グループ分	-7,848	-21,690
連結収支：グループ分	60,609	53,401
少数株主持分		
連結準備金：少数株主分	384	268
連結収支：少数株主分	137	134
小計	520	402
資本合計	500,940	463,252
(2) 非流動負債		
長期借入金	1,080,050	1,058,002
年金およびその他の雇用後給付金のための長期引当金	11,190	10,168
その他の長期引当金	1,753	1,610
その他の流動負債	9,109	7,887
繰延税金負債	32,626	31,724
非流動負債合計	1,134,728	1,109,391
(3) 流動負債		
短期借入金	103,275	72,583
買掛金	9,054	7,767
固定資産供給	25,408	23,421
当期末払税	3,698	6,573
その他の負債	28,188	25,420
流動負債合計	169,624	135,763
資本および負債合計	1,805,292	1,708,407

表3.1.3 ASF社キャッシュフロー表(単位:百万円)

	2005年度	2004年度
(1) 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期利益	60,746	53,535
調整:		
減価償却費	67,430	63,327
引当金(流動資産関係を除く)	110	429
資産の処分による収支(非貨幣項目)	-27	-188
財務費用および租税差引後(1)	128,259	117,104
純財務費用(2)	54,336	58,364
当期および繰延税金(3.)	32,256	28,223
財務費用および租税差引後(A)(1+2+3)	214,851	203,692
所得税支払(B)	-28,353	-18,672
運転資本変動(被雇用者給付金計画での債務を含む)(C)	-2,219	-17,733
営業活動によるキャッシュ・フロー(D)(A+B+C)	184,279	167,286
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	-1,575	-1,073
有形固定資産の取得による支出	-68,923	-87,111
政府補助金受取	2,013	1,771
無形固定資産および有形固定資産の売却による収入	219	523
投資有価証券の取得による支出	-794	-469
関係者への貸付の変動	-41	0
投資活動によるその他のキャッシュ・フロー	1,493	-5,902
投資活動によるキャッシュ・フロー(E)	-67,608	-92,261
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払		
親会社の株主への配当金	-32,900	-21,382
少数株主への配当金	-27	-27
新規借入金借入額	75,334	60,363
借入金返済およびファイナンスリース債務返済額	-51,679	-81,061
利息支払(純)	-59,787	-65,380
財務活動によるその他のキャッシュ・フロー	5,123	6,586
財務活動によるキャッシュ・フロー(F)	-61,198	-100,900
為替差益(差損)(G)		
会計基準変更の影響(H)		
現金および現金同等物の純増(減)(I)=(D+E+F+G+H)	52,733	-25,876
現金および現金同等物の期首残高	59,185	83,838
現金および現金同等物の純増(減)	52,733	-25,876
現金および現金同等物の期末残高 ⁵	111,918	57,962

*1 ユーロ = 130.85 円 (2003 年) 、 134.14 円 (2004 年) 、 136.97 円 (2005 年) で換算

⁵ 2005 年については、8 億 2,090 万ユーロから当座借越 380 万ユーロを差し引いたもの

b)ALIS 社の財務状況

ALIS 社の損益計算書および貸借対照表は表 3.1.4 および表 3.1.5 のとおりであるが、2001 年 12 月にコンセッションを付与されたばかりであり、2005 年に建設を完了したばかりであるため約 9 億円の損失を計上している。

2005 年でみると営業収支が 7 百万円の損失とほぼ均衡しているが、財務損失が約 9 億円となっており、金利負担が重いことがわかる。

表 3.1.4 ALIS 社の損益計算書（単位：百万円）

	2005 年	2004 年	2003 年
料金収入	561	32	26
営業収益	561	32	26
固定資産収益			
償却費、引当金の戻り			
経費振替		22	83
その他の収益		0.0003	-0.1
営業収益合計	561	54	109
原材料購入 & 補給			
在庫の変動			
その他の購入と外部用役	277	75	124
第三者による年度内消費	277	75	124
租税公課			
その他の税	138	1	1
税または税に相当する支払	138	1	1
給与			
労務経費			
人件費			
固定資産減価償却費と間接経費	149		
固定資産引当金		2	3
流動資産引当金			
リスク・諸経費引当金	3		
減価償却費と引当金	152	2	3
その他の運営費用		0.0003	0.0003
営業費用合計	567	78	128
営業利益	-7	-24	-19
資本参加による財務収益(1)			
その他、有価証券の収益と固定資産の債権(1)			
受け取り利息等(1)	116	108	132
引当金			
為替差益			

	2005 年	2004 年	2003 年
投資有価証券譲渡の純益			
財務経費振替	3,692	3,078	1,506
財務収益合計	3,808	3,186	1,639
財務減価償却費と引当金	1,261	1,161	974
支払い利息等	3,441	2,025	665
為替差損			
投資有価証券の純経費			
財務収益振替			
財務費用合計	4,702	3,186	1,639
財務利益	-894		
税引き前経常利益	-901	-24	-19
収益に組み込まれる補助金	32		
資本取引に関する特別収益			
引当金と為替振替の戻り			
特別収益合計	32		
管理運営に関する特別経費			
資本取引に関する特別経費			
特別減価償却費と特別引当金			
特別損失合計			
特別収益	32		
利益への課税	0.3	0.3	0.3
当期利益	-869	-24	-19

公的補助

*1 ユーロ = 130.85 円 (2003 年) 134.14 円 (2004 年) 136.97 円 (2005 年) で換算

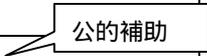
出典：商業裁判所 (tribunal de commerce) HP 内にある ALIS の会計報告から抜粋

<http://www.infogreffe.fr/infogreffe/index.jsp>

表3.1.5 ALIS社の貸借対照表(単位:百万円)

資産の部	2005	2004	2003
無形固定資産			0.01
特許及び相当する権利			0.01
営業権			
その他の固定資産			
有形固定資産	122,609	95,942	49,137
用地内の固定資産			
用地			
建設物			
技術施設、機材、器具			
その他の有形固定資産	6	1	3
コンセッションされた固定資産			
コンセッションされた固定資産	122,604	94,043	47,078
仕掛固定資産		1,898	2,055
金融固定資産			5
証券			
証券に関する債券(1)			
その他固定資産証券			
貸付金(1)			
その他の固定資産(1)			5
固定資産	122,609	95,942	49,142
ストックと流動資産			
原材料、消費材			
前払金と内金	2	2	4
受取債権	1,442	3,970	3,046
売掛金と関連会計(2)	422	7	22
その他の受取債権(2)	1,020	3,962	3,023
その他の債権(2)	188	4,957	4,743
投資有価証券			
当座資金	7,234	3,586	2,089
流動資産	8,866	12,514	9,884
前払費用	90	132	130
配賦されるべき費用			
資産転換差益			
合計	131,566	108,588	59,155

表3.1.5 ALIS社貸借対照表(単位:百万円)

負債の部	2005	2004	2003
資本金	390	5	5
新規繰越	-113	-86	-65
年度収支	-869	-24	-19
投資助成金  公的補助	46,272	40,127	27,557
自己資金	45,681	40,022	27,478
リスク引当金			
経費引当金	3,854	2,537	1,342
リスク・経費引当金	3,854	2,537	1,342
その他、社債	69,597	58,228	23,811
借入金と金融債務	8,144	631	623
金融債務(1)	77,741	58,859	24,434
運営債務	802	3,754	2,561
買掛金と関連会計	586	3,752	2,400
財務・労務債務	211	2	1
その他の運営債務	5	0.07	160
その他の債務	3,487	3,415	3,340
固定資産に関する債務と 関連会計	3,487	3,415	3,340
運営を除く財務債務			
その他の債務			
非金融債務(1)	4,289	7,170	5,901
銀行出資と銀行の貸越額 (1)			
前もって確認される収益(1)	0.2		
債務転換差損			
合計	131,566	108,588	59,155

(1) 一年以内(2)一年以上

c) コフィルートの財務状況

コフィルートの損益計算書、および貸借対照表は表 3.1.6 および表 3.1.7 の通りであり非常に優良な会社であることがわかる。

- ・ 2005 年の税引き後当期利益は約 387 億円である。
- ・ 投下資本利益率(税引き後純利益の総資産に対する割合)は、約 6%である。
- ・ 売上高営業利益率(営業利益の営業収益に対する割合)は、約 53%である。
- ・ 売上高経常利益率(経常利益の営業収益に対する割合)は、約 27%である。
- ・ 料金収入が営業収益の約 98%を占めている。
- ・ 営業費用の主な内訳は、減価償却費が 29 約%、租税公課(法人税を除く)が約 24%、人件費が約 22%、外部用役(インフラ維持を含む)が約 22%である。
- ・ 租税負担率(法人税を含めた租税公課の合計額の営業収益に対する割合)は、約 28%にのぼる。

表 3.1.6 コフィルート社損益計算書(単位:百万円)

	2005 年 12 月 31 日	2004 年 12 月 31 日
営業収益		
収益		
料金収入	119,850	113,893
付随事業収益	1,867	1,776
純収入	121,717	115,669
引当金戻り	2,294	3,351
その他の収益	751	565
合計 I	124,762	119,585
営業費用		
消費財の購入	1,317	1,233
投資に関連する外部費用	4,113	4,310
大規模修繕	4,654	3,473
営業に関連する外部費用	2,980	3,100
保険収入の移転	-498	-515
税金・課徴金	14,236	13,733
雇用費用	12,212	11,614
従業員への法定利益配当	803	955
その他の法定管理費用	33	225
所有固定資産の減価償却	648	634
更新資産の減価償却	4,842	4,159
特別コンセッションの償却	12,073	11,310
営業費用の引当金	2,769	890
合計	60,181	55,122
1. 営業利益(-)	64,581	64,463
金融収益		
資本化された借入れ費用	8,457	7,496
その他の金融収益	7,057	7,106
引当金の戻り	7	0
合計	15,521	14,602
金融費用		

金融諸費用	21,107	19,703
有価証券損への引当金	0	4,628
為替差損への引当金	0	7
その他の金融支出	6	4
合計	21,113	24,342
2. 純金融利益/(損失) (-)	-5,592	-9,740
3. 営業費用と純金融費用(1+2)	58,989	54,724
特別収益	1,303	6,369
特別費用	1,460	4,423
4. 純特別利益/(損失) (-)	-157	1,946
所得税支出	20,105	21,765
総収益(+ +)	141,586	140,556
総費用(+ + +)	102,860	105,652
純利益	38,726(27.4%)	34,905(24.8%)

1 ユーロ = 134.14 円 (2004 年) 136.97 円 (2005 年) で換算

表 3. 1.7 コフィルート社貸借対照表 (単位: 百万円)

資産の部	2005 年 12 月 31 日			2004 年 12 月 31 日
	総価値	減価償却、割賦 償却、引当金	純価値	
非有形資産	11	0	11	11
非流動資産 (所有)				
土地	111		111	109
施設と設備	1,313	1,114	199	372
その他	2,962	1,893	1,070	1,564
	4,386	3,007	1,380	2,045
非流動資産 (コンセ ッション)				
非更新資産 (供用中)	519,181	191,464	327,717	278,021
更新資産 (供用中)	64,674	42,434	22,240	19,373
非更新資産 (仕掛)	199,448	0	199,448	151,531
更新資産 (仕掛)	9,937	29	9,905	4,192
	793,240	233,930	559,310	453,116
固定金融資産				
子会社、関連会社への 投資と売掛金	6,728	6,438	290	308
保証金と手付金	6		6	6
	6,734	6,438	296	314
在庫	157	0	157	167
債権				
売掛金	5,036	271	4,765	4,458
従業員への債権	9		9	29
国への債権	4,040		4,040	1,456
前払い金	10,454		10,454	12,413
その他の掛金	898	0	898	1,082
	20,438	271	20,167	19,439
前払い費用	6,459		6,459	1,337

現金と現金同等物	53,252		53,252	85,100
誤差	0		0	7
合計	884,677	243,646	641,030	561,536

表3.1.7 コフィルート社貸借対照表（単位：百万円）

資本と負債の部	2005年12月31日	2004年12月31日
資本		
株式	21,680	21,232
法的準備金	2,168	2,123
その他の準備金	577	565
当期末処分利益/（損失）	131,681	112,642
当期純利益	38,726	34,905
中間配当	-16,677	-13,953
投資助成金 (grants)	8,650	7,143
tax-regulated provisions	3,714	3,853
	190,519	168,510
引当金		
引当金	6,776	6,185
金融負債		
その他の借入金	401,758	351,056
中央政府・地方政府への負債	1,482	1,622
	403,240	352,678
負債		
買掛金	14,491	10,164
前受け金	554	410
従業員	2,518	2,652
税金と社会保障負債	14,955	18,084
その他の負債	996	774
	33,514	32,084
未収所得	6,978	2,078
誤差	3	0
合計	641,030	561,536

出典：Cofiroute Annual Report2005（コフィルート社2005年次報告書）

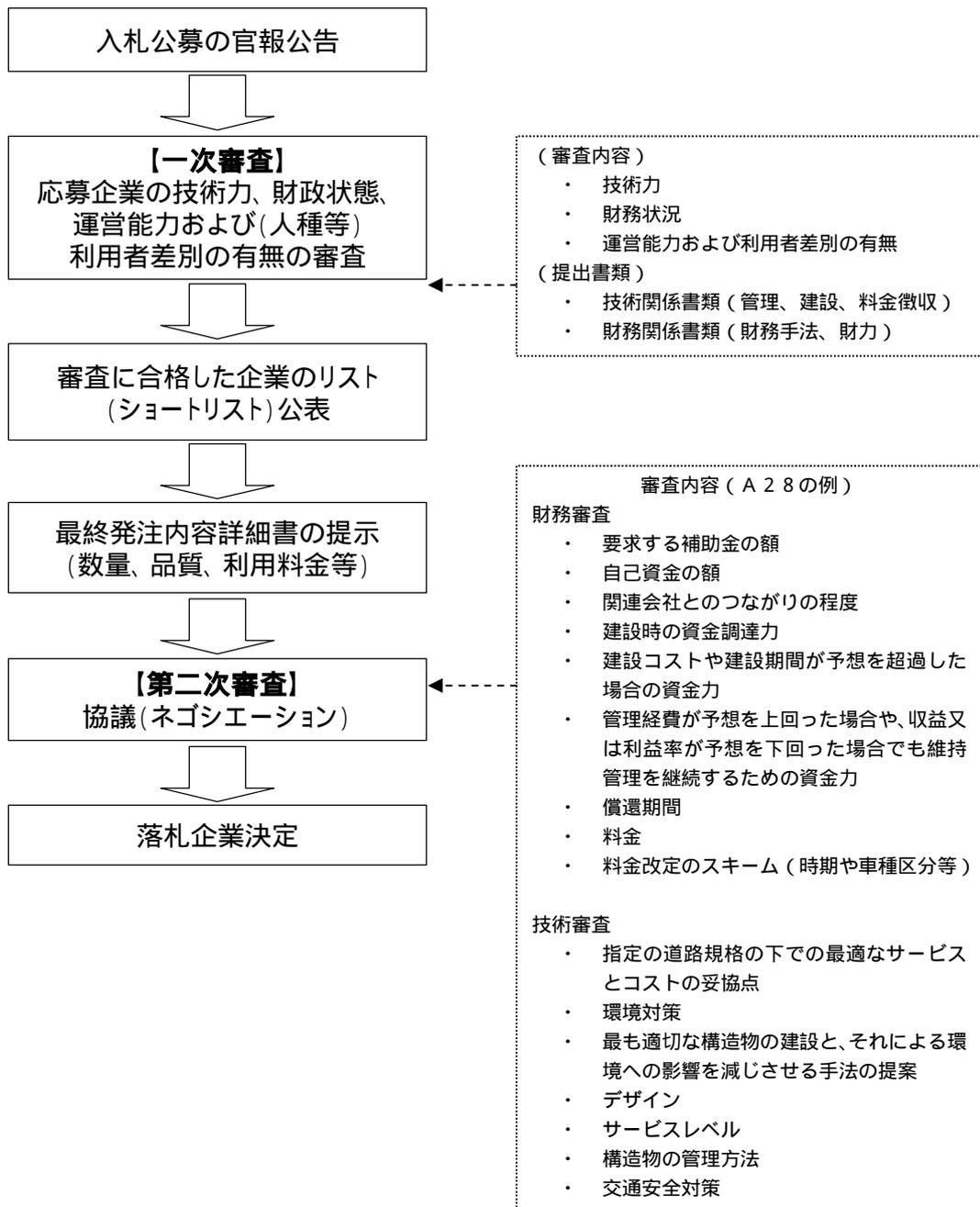
3 - 1 - 2 入札競争条件

1998年1月1日以降、コンセッションの付与は「公共プログラムの付与に関するEU指令」に従い、欧州レベルで競争入札に付されなければならなくなった。

高速道路の建設・管理に関するコンセッションは、公的手続きにおける腐敗防止及び透明性に関する1993年1月29日の法律（サパン法）に規定された公示および競争入札条件を満たさなければならない。

入札審査のプロセス

入札審査はサパン法の規定に基づき以下の手順で行われる。



サパン法及びA28入札公告より作成

3 - 1 - 3 財政均衡確保の方法とリスク分担

コンセッション運営主体（コフィルート社、CEVM 社、ルアーブル商工会議所）およびフランス高速道路協会（ASFA）へのヒアリングを行なった結果からコンセッションに係る財政均衡確保の方法とリスク分担の実態について整理した結果を以下にまとめた。

（１）基本的な枠組み

料金水準と契約期間について

- ・ 料金水準は住民が受容可能な水準に設定される。
- ・ 「料金水準×交通量」から推計される収入により債務の償還が可能なコンセッション期間が設定される。

適正な管理について

- ・ 適正な管理の下で有料高速道路が利用されることが前提であり、それ自体が会社にとって道路を適正に管理する動機付けとなっている。

（２）入札競争条件と審査基準

- ・ コンセッションの入札時には 交通需要、 料金水準、 管理サービス水準、 整備水準、 公的補助、 契約期間、を会社側が提案する。

（３）リスク分担の合理性等について

- ・ コンセッションに係るリスクは原則的に全て会社が負担する。ただし、制度変更など国の決定を起因とする負担増については国が補填しなければならない。
- ・ 交通量の見込み違いがあった場合も会社がリスクを負担する。
- ・ 災害のような不可抗力によるリスクについては、国と会社が分担してリスクを負担する。負担割合は国と会社との協議による。
- ・ 料金水準の改定の交渉を国と会社との間で行う際に、サービス水準のモニタリングの結果が反映される。
- ・ 財政計画は毎年、技術検査は構造物の耐久性に大きく関わる工事が行われた場合に、国家機関により行われる。
- ・ コンセッション会社は、コンセッションの最後の 5 年間を対象とした維持更新プログラムを策定し、そこで予想される金額を保証金として国に支払うことを仕様書（SANEF 社）に定められているが、現在（2007 年 1 月）までに維持更新プログラムを作成した例はない。
- ・ コンセッション終了時に、会社は道路資産を「良好な状態」で国に返還する義務を負う。「良好な状態」とは、構造物の全ての部分が、通常の老朽化を除き、正常に利用できるように定期的に維持され、構造物を更新できる状態を意味する。
- ・ 道路資産を国に継承する前に、構造物に対して詳細な検査が行われる予定。

(1) 基本的な枠組み：フランス

質問項目	質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
(1) 料金水準と契約期間について	料金水準と契約期間はどのような考え方に基づいて設定されているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準は住民の受用可能な水準に設定。 ・ノルマンディ橋の例では、住民に受用可能な料金水準をアンケート調査。 ・料金水準 × 交通量から推計される収入で債務が償還可能なコンセッション期間を設定。 ・コンセッション期間の限界は通常 75 年（最初は 35 年）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・入札過程において会社がコンセッション期間を提案する。（入札広告）
(2) 適正な管理について	公的資金の補助率はどのような考え方に基づいて設定されているのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権化の為、最初に地方が補助金を出し、足りない分を国が補填。 ・国が 50%、地方が 50% 負担するのが一般的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率の設定方法は未だ不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社に支払われる公的資金の金額はコンセッション契約に示されている。（SANEF 社仕様書 23 と 24 条、ALIS 社仕様書 23 条） ・投資額の約 40% が公的補助金である ALIS 社の場合は例外的
(3) 国等への税金と補助との関係について	コンセッションの下で適正な管理を行うインセンティブの確保の方法。	<ul style="list-style-type: none"> ・契約の中に義務条項を入れているが、具体的な基準は設けていない。 ・規定されたインセンティブはないが、適正な管理が利用者の利用の前提となるため、会社にとっての動機付けになる。 		
(3) 国等への税金と補助との関係について	公的補助の累計額は、会社から国、地方公共団体への支払総額（国土整備税、国有地使用料その他税金）よりも小さいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・回答なし。 		

質問項目	質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
	<p>会社から国への支払い金の用途。</p> <p>黒字払い条項（累積黒字が一定限度を超えた場合、国への支払い義務が生じる）はどのような考え方に基づいて設定されているのか？</p>	<p>・回答なし。</p> <p>・考え方に関する回答なし。</p>	<p>・考え方は不明。</p>	<p>個別の契約により異なり、統一した形式は存在しない。</p> <p>コフイルート社（A86）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 供用後 51 年目以降適用 • 経営粗利益の予測と現実の差額の 20%（最初の 10 年間）と 25%（その後）を年賦金として支払う <p>ALIS 社（A28）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 供用後 41 年目以降適用 • 純利益の累計が一定金額を超えた年から売上高の 9 ないし 18% を年賦金として支払う

2. 入札競争条件と審査基準：フランス

質問項目	詳細な質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
(1)入札時の総合評価基準について	評価時の基準として各評価項目の重み付け。	<ul style="list-style-type: none"> 回答なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価の基準は不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査は総合評価。
(2)以下のそれぞれの条件は入札の際、与件が変数か	交通需要、料金水準、管理サービス水準、整備水準、公的補助、契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 変数（会社が提案する） 		<ul style="list-style-type: none"> 入札の際に候補者が公的補助の必要の有無、契約期間を提案する。 補助金を出すよりコンセッション期間の延長を選ぶのが最近の傾向である。

3. リスク分担の合理性等について：フランス

質問項目	詳細な質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
(1)長期リスクについて	70年に渡る長期の期間におけるリスク配分についてどのように考えているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国が負担するリスクは制度変更の場合のみ ・国の決定による会社の負担増に対しては国が補填しなければならぬ。 		<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション会社は、融資、設計、建設、運営、維持に關してコンセッション会社の責任のもとに契約を履行する。(SANEF 社仕様書)
(2)リスク分担の具体について	入札時の変数の見込み違いは、誰がリスクを負担するのか。例えば、交通量の見込み違いは会社がリスクを負担するのですか。計画交通量と交通量の実績は、可能ならば資料をいただきたい。並行する一般道路の整備が進み、交通量が大幅に減少する場合は、どう対処するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社がリスクを負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の交通量は不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通量予測は自社の専門部局で行うか、或いは外注する。 ・国側も独自の部局がありコンセッション会社の予測の信頼性を判断できる。

質問項目	詳細な質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
	<p>工事費増加のようないリスクは誰が負担するのか。国が負担する基準の変更に伴う工事費増とは、どの様に負担するのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国による基準の変更以外は会社が負担する。 ・国による基準の変更等による工事費の増加は国による保証の対象となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション会社は、仕様書に定められた条件に従い、コンセッションに関する資金調達を自らのリスクで行う。(SANEF 社仕様書 21 条) ・コンセッション契約の発行後、コンセッションの経済的均衡を著しく損なう法規制がなされた場合、国とコンセッション会社は補償措置を決定する。(SANEF 社仕様書 31 条)
	<p>災害のような突発的な事象が生じた場合のリスクは誰が負担するのか。国が負担する不可抗力のリスクは、どのような事象か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国と会社が負担。負担割合は協議による。 ・国が負担する不可抗力とは自然災害等。 		<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、技術基準、コンセッション会社に適用される税制の変更のリスクのみ国が負担する (Cofiroute 社) ・都市型有料道路の A86 の場合は、反対運動に対するリスクを国が負担 (仕様書 26.1 条)
(3) 並行道路	<p>並行道路がない場合は、有料高速道路を整備できないという規則がありますか。</p>	<p>・ない。国の国道網と地域の道路網とは目的が違いため競合しない。</p> <p>【事例】 A7、A9 の混雑解消のため拡幅を計画したが、却下され代わりに国道 88 号が整備された。おかげで、高速道路の飽和状態が解消されサービス水準が向上するので、むしろ利用者と会社の利益に合致する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・明文法はないが、無料の代替ルートが存在が有料道路整備の条件となっている。(根拠不明)

質問項目	詳細な質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
(4) 会社利益と道路管理の調和	過剰な利益を追求する結果、管理を犠牲にする可能性があるが、それを防止する手立ては、	・ 回答なし。	・ 契約の不履行を防止する手立ては不明。	
(5) 年次報告および資産目録について	年次報告書および資産目録とはどのようなものか。可能であればいただきたい。	・ 品質管理については自社で独自に作成している。	・ 内部資料のため年次報告書の入手は不可。	
(6) サービス水準の設定とモニタリング効果について	設定されるサービス水準のモニタリング、年次報告の提出は、どのように改善行動に反映されるのか。 (例えば、契約打ち切り等)	・ 料金水準の改定の交渉を行う際に、モニタリング結果を考慮に入れる。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書において年次報告書の所轄大臣への提出を義務付け。(SANEF 仕様書 35 条) ・ 業務契約書で記載項目を規定。(SANEF 仕様書 35 条)
道路利用者からの意見の聴取結果は、どの様に改善行動に反映されるのか。	道路利用者からの意見の聴取結果は、どの様に改善行動に反映されるのか。	(ル・アープル CCI の例) 利用者に対して、サービスの質と定期割引の形式に関するアンケート調査が定期的に行われる。また、備え付けのノート、インターネットにも意見を書き込むことができる。) (ル・アープル CCI)	・ 具体的な意見の反映方法は不明。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書において利用者の意見を聴取することを義務付け。(SANEF 仕様書 19 条)
交通事故の処理や交通流の管理などに関する警察と会社の役割分担は、どの様に規定されているのですか	交通事故の処理や交通流の管理などに関する警察と会社の役割分担は、どの様に規定されているのですか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲兵隊が交通警察権を所掌する。 ・ コンセクション会社は、標識の設置・維持管理を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ コンセクション会社は、管轄の警察の規則に従う。また、安全計画、介入計画を作成し、管轄の警察からの承認を受けるとする。(SANEF 仕様書 14 条)

質問項目	詳細な質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
(7)料金改定について	料金値上げの実態はどのようになっているか。管理の質の向上が料金値上げに反映された例を教えてください。	【ノルマンディ橋の事例】 地域から値下げの要求があるが、国から却下されたため、1996年以降、見直されていない。		<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準は、建設・維持管理コストおよび財務負担を考慮して、社会的に受け入れられる水準で、km当たり平均料金として、コンセッション契約の仕様書において設定される。 ・具体的な料金水準は、コンセッション契約に従い、5年ごと更新される企業契約において設定され、毎年1回コンセッション会社が国に通知する。 ・毎年の値上げ率は、煙草を除く消費者物価指数上昇率の80%を下回らない。(SANEF仕様書 25条)
(8)監査について	コンセッションの監査はどのような組織が、どの様な頻度で行うのか。またその結果はいかに反映されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・財政計画は毎年、技術検査は構造物の耐久性に支障の出る工事が行われた場合に、国家機関により行われる。 	「国家機関」の概要と検査方法は不明。	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書において年次報告書の所轄大臣への提出を義務付け。(SANEF仕様書 35条) ・国は、コンセッションされた道路等に関して、供用2ヶ月前に竣工検査を行う。(SANEF仕様書 8条)
(9)契約終了時に計画する維持更新計画について	契約終了時にどの程度の維持更新計画を策定するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・回答なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持更新計画の概要は不明。(作成した事例は未だない。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション会社は、コンセッションの最後の5年間を対象とした維持更新プログラムを策定し、そこで予想され

質問項目	詳細な質問内容	調査で分かったこと	今後の調査課題	備考
(10) 道路資産の継承について	<p>道路資産の国家への継承で、良好な状態とはどのような状態を言うのか。</p> <p>継承前の点検や修繕等に関する合意内容はあるか</p>	<p>(ル・アープルCCI)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「良好な状態」とは、構造物の全ての部分が、通常の老朽化を除き、正常に利用できるように定期的に維持され、構造物を更新できず維持する状態を意味する。 <p>(ル・アープルCCI)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物に対して詳細な監査が行われる予定。 		<p>た金額を保証金として国に支払う。(SANEF 社仕様書 37、33 条)</p>

3 - 1 - 4 適切な維持管理・運営

(1) 適正な維持管理を行うためのインセンティブ

適切な維持管理・運営を行っていくためのインセンティブは、「高速道路は適正に維持管理されているもの」という認識が利用者に浸透していること自体にある、とヒアリング結果では得られており、A S F Aの利用者アンケートで利用者の高速道路に対する満足度が高いことからそう解釈することはできる。

ではインセンティブにかかるものが何もないかと言えばそうではない。コンセッション契約の中で維持管理水準に対する義務は定められてはいないが、会社は業務契約の中で維持管理水準を設定し、自主的にそのモニタリングを実施している。

料金水準の改定の交渉を国と行う際には、そのモニタリング結果を提示することから、強いていえば、その点が適正な維持管理を行うためのインセンティブになっているととらえることができる。

(2) 完全民営化に伴う管理強化

2006 年に行われた大手 SEMCA 3 社の民営化に伴い、コンセッションされた道路の適切な維持管理・運営を担保するため、以下のような契約条項の見直しが行われた(SANEF 社の事例)。

コンセッション会社が国に提出する資料の充実

コンセッションの運営状況をより正確に把握するために、会社がコンセッション当局に提出する資料を充実させた。

第 20 条 - 道路情報 コンセッション会社から提出される資料の変更点

改正前	改正後
・コンセッション会社は、国道担当大臣の指示により定められた資料、報告書を国の所轄機関に提出する。	・コンセッション会社は、国道担当大臣の指示により定められた資料、 <u>特に統計資料、</u> 報告書、 <u>情報</u> を国の所轄機関に提出する。 ・ <u>コンセッション会社は、交通量の月別、四半期別、年別のデータ、ならびに、道路施策の作成、施行、評価に必要となるその他のデータを無償、無条件かつ即座にコンセッション当局に提出する。</u>

出典：SANEF コンセッション契約仕様書

会社の取締役会、株主総会への「政府委員」の出席、重要資料の政府への提出

コンセッションの運営状況をより正確に把握するために、コンセッション当局の職員を会社の取締役会と株主総会に出席させることが義務付けられた。

また、コンセッション契約の履行と関連性を有する問題を対象とした資料のコンセッション当局への提出が義務付けられた。

35 条 6 項 （新規追加）

- ・コンセッション契約が正しく履行されているか、また、コンセッション会社が公共サービスとしての義務を遵守しているかを監視するために、政府委員と呼ばれるコンセッション当局の代表者が、コンセッション会社の取締役会と株主総会に出席する。ただし、投票権はない。
- ・コンセッション会社は、コンセッション契約の履行と関連性を有するか影響を及ぼす問題を対象とした資料はすべて行政官ならびに監査委員会に提出する。ただし、コンセッション当局の開始する入札に関する情報とコンセッション当局となされた交渉に関する情報については、通知義務はない。
- ・同様の条件で、コンセッション会社は、株主総会の際に株主に送付された資料を政府委員に送付する。
- ・すべての資料は、同様の条件で、行政官、監査委員、株主に送付する。
- ・コンセッション当局は、情報を内密に保持する。

出典：SANEF コンセッション契約仕様書

義務違反に対するの罰金上限の引き上げ

コンセッション会社が契約に定める義務違反をした場合にコンセッション当局が課すことができる罰金の上限が引き上げられた。

第 39 条 1 項 5 号 - 罰金と強制措置の変更点

改正前	改正案
<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション当局は、義務違反を理由に、催告を経て効果のない場合、コンセッション会社に罰金を課すことが可能。 ・催告は受領通知付き書留郵便で送付され、緊急の場合は、ファックスでコンセッション会社にまで送付される。 ・催告によりコンセッション会社に与えられる猶予期間は、緊急の場合を除き、30 日以上。特に義務違反の内容と必要とされる措置について考慮。 ・罰金の額は、催告の課す期限に対する遅延をもとに一日当たりで計算。義務違反の重大さの度合いと状況を考慮。 ・罰金の額は、5000 ユーロ以下。これに、現在価格化係数 $K1$ が乗じられる。$K1 = TP_n/TP_0$ TP_0 は、指標 TP01 の 2004 年 2 月の値、TP_n は、催告の課す期限の 4 ヶ月前の指標 TP01 の値。ここでの罰金の累計額は、2004 年 2 月価格で 1000 万ユーロを越えることはない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセッション当局は、義務違反を理由に、催告を経て効果のない場合、コンセッション会社に罰金を課すことが可能。 ・催告は受領通知付き書留郵便で送付され、緊急の場合は、ファックスでコンセッション会社にまで送付される。 ・催告によりコンセッション会社に与えられる猶予期間は、緊急の場合を除き、30 日以上。特に義務違反の内容と必要とされる措置について考慮。 ・罰金の額は、催告の課す期限に対する遅延をもとに一日当たりで計算。義務違反の重大さの度合いと状況を考慮。 ・罰金の額は、10000 ユーロ以下。これに、現在価格化係数 $K1$ が乗じられる。$K1 = TP_n/TP_0$ TP_0 は、指標 TP01 の 2004 年 2 月の値、TP_n は、催告の課す期限の 4 ヶ月前の指標 TP01 の値。ここでの罰金の累計額は、2004 年 2 月価格で 1000 万ユーロを越えることはない。

出典：SANEF コンセッション契約仕様書